

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

## 会務有償制・男女共同参画・ 谷間世代への日弁連会費減額

員  
集  
開  
催

7月30日午後2時より  
当会会館にて、会員集  
が開催された。字数が許  
す限り出席会員の発言を  
紹介したい。

### 第1議題 「会務有償制」 について

これには、①「負担の  
重い特定会務につき日当  
などを支払う案の是非」  
と、②「公益分担金を原  
資に各委員会等が自由に  
支弁できる活動費を支給  
する案の是非」という2  
テーマが含まれる。

①は、人権擁護委員会  
から、委員が人権救済申  
立事件の調査のため出張  
した場合に日当1万円を  
支払うことの要望が出た  
ことに端を発する。  
②は、公益活動・委員  
会活動等推進委員会の提

「賛成だが、人権  
救済事件への対応を  
会全体で行うなど負  
担の担い手拡大も検  
討すべし」(66期)

発言する千木良会員

「反対。有償化す  
べき会務の線引きが  
困難」(55期)

「人権救済申立に  
ついては賛成する  
が、経験上、綱紀や  
市民窓口は一律幾らと決  
め難くそこまでの有償化  
は疑問」(52期)

### 第2議題 「男女共同参画推進 に関する「基本計 画検討事項案」 について

「一律支給に反対。支  
給対象活動にも制限を設  
けるべき」(54期ほか)

### 出席者からの 発言要旨

【①について】  
「賛成。人権救済は外  
部申立に始まり判断の留  
保もできず解決まで時間  
を要する。出張も不  
可避で負担が過大」  
(52期・20期)

「賛成。自分の経  
験上、人権救済申立  
の効果は顕著でその  
社会的意義も多大。  
調査がボランティア  
では申立を躊躇しか  
ねない」(61期)

「賛成するが、弁  
護士自治に必須の綱  
紀・懲戒委員会の委  
員、外部申立に必ず  
る弁護士業務に対す  
る市民窓口の担当者  
についても検討すべ

### 第3議題 「谷間世代への日 弁連会費減額案」 について

指導的地位における女  
性比率3割を目指す政府  
方針を踏まえ、裁判所や  
検察庁では女性が増えて  
いる。弁護士業界の立ち  
遅れをどうすべきか。

### 出席者からの 発言要旨

「例えば、副会長1名  
の女性登用を一気に実現  
するのは困難なので、そ  
の前に副会長補佐などの  
ポストを設け、女性が登  
用されやすい制度を整備  
すべき」(42期)

平成30年度

関弁連定期弁護士大会・シンポジウム  
日時 9月28日(金) 午前10時から  
場所 ウェスティンホテル東京

## 自衛隊を憲法に明記? 国や社会はどう変わるのか

憲法改正問題シンポジウム

当会では、5月の通常  
総会で、憲法に自衛隊を  
明記するという改正問題  
について、「憲法の理念  
に立ち返った慎重かつ丁  
寧な議論の機会を確保

し、拙速な改正議を  
ないよう求める」という  
決議をしている。

これを受けて市民と  
もに改正問題について考  
えようと、7月12日午後  
6時30分から横浜市開  
港記念会館講堂におい  
て「自衛隊を憲法に明  
記?国や社会はどう変  
わるのか」と題してシ  
ンポジウムを開催した。

はじめに、憲法学者  
である学習院大学の青  
井未帆教授による講演  
がなされた。青井教授  
は、知らず知らずのう  
ちに戦争ができる国に  
なっていく怖さを描い  
た絵本アニメ「戦争の

つくりかた」を紹介し  
ながら、これまで普通の行  
政機関であった防衛省・  
自衛隊が、憲法に明記さ  
れることで特別の存在に  
なることの意味について  
述べ、これまで国民が主  
体となって支えてきた軍  
事に距離を置くという国  
のあり方が、大きく変わ  
ろうとしているとの警鐘  
を鳴らした。

次に、東京新聞社会部  
の望月衣塑子記者が、総  
理官邸・官房長官記者会  
に見せた「質問力」な  
どのエピソードを挟みな  
がら、「権力側が隠そう  
とすることを明らかにし  
出すこと」が記者としての

連も当会も仲間を見捨て  
ないことを示すべき。そ  
れをせずに会務をやれな  
ど無理な要求」(58期)

「賛成。谷間世代。正  
直今が精一杯で国と戦う  
余力もない。3500円  
でも有り難い」(66期)

「賛成。谷間世代。国  
がやらない不平等解消の  
ため活動するのも日弁連  
の仕事と思う。41億円相  
減収が財政に与える影響  
も大」(55期)

「賛成。国への働きか  
けが手詰まりの今、日弁  
連も当会も仲間を見捨て  
ないことを示すべき。そ  
れをせずに会務をやれな  
ど無理な要求」(58期)

「賛成。谷間世代。日  
弁連は身銭を切って救済  
に乗り出すことで国に対  
する覚悟を示し、会員の  
弁護士会などへの帰属意  
識に種をまいてほしい」  
(65期)

「賛成。育兒期間の会  
員は大きい」(67期)

「賛成。育兒期間の会  
員は大きい」(67期)



神奈川県のアウトライ  
ンと天秤をモチーフに  
した神奈川県弁護士会  
のロゴマークです。

## 山ゆり

20時頃、晴れてさ  
れば、南の空に輝く赤  
惑星を見つめることが  
できるだろう。最接近  
過ぎたものの、火星は  
まだまだ見ごろである  
▼そこから、ぐんと高  
く天頂を見上げると、  
夏の三大角が輝いてい  
る。ひととき、わ  
わ明るいベガから届く  
のは、25年前の光だ。  
25年前といえば、ど  
こで何をしていた頃  
だろうか。そして、  
25年後にベガを見  
たとき、今を幸せな  
気持ちで振り返るこ  
とができるだろうか  
▼そのベガは、今  
から約1万2000年  
後には、北極星にな  
っている。我々の慣  
れ親しんだぐま座の  
ポラリスも、未来永  
劫に北極星として  
あり続けるわけに  
はいかないのだ。遠  
い時間と距離のお話  
▼そうしてみると、私  
たちは近い。家族も  
友人も知り合った  
人々も、目の前で  
話したり、一緒に笑  
ったり、同じ空を眺  
めたりすることができる。  
手を伸ばして触れる  
ことさえできる。同  
じときに生きて出  
会えたという稀有な  
ことがらについて、  
空を見上げながら時  
々考える▼さて、  
ベガも火星も地球  
をも包摂した私た  
ちの天の川銀河は、  
約40億年ほど先には、  
おとなりのアンドロ  
メダ銀河と衝突す  
る。せひ長生きして  
眺めたい。それはも  
う、美しい光景だ  
らうと思うのだ。  
(大関 亮子)

「賛成。育兒期間の会  
員は大きい」(67期)

# 全国付添人経験交流集会 に参加して

## 今年の集会の特徴

5月19日と20日、富山で第28回全国付添人経験交流集会が開催された。この集会は、付添人活動のレベルを全国的に上げる目的で毎年行われている。

## 当分科会の内容

分科会ではまず、佐藤直会員から、少年の否認事件についての基調報告があった。

## その他の企画

今回の集会では、他会や日弁連子どもの権利委員会による分科会があったほか、小児科医の友田明美氏による、子ども虐待防止と弁護士役割についての講演が行われた。

少年の未成熟・迎会的・被暗示的といった特性を前提に、被疑者段階・家裁送致後という各手続に沿ってポイントが解説され、経験が少ない弁護士でも否認事件の特徴をつかむことができる有益なものとなった。

友田氏の講演では、幼少期の虐待経験や、精神的な虐待が、子どもの健全な発達に悪影響を与えていることが分かりやすく示された。少年事件にも不可欠な知識が得られる貴重な機会となった。

分科会終了後の当会会員ら

次に、川本美保会員をコーディネーター、井上泰会員、太田伊早子会員、井原綾子会員をパネリストとして、特に付添人として悩ましい問題につきパネルディスカッションが行われた。

## 最後に

供述拒否権・黙秘権の行使について様々な意見があり、証拠作成・調査

初めて集會に参加し、全国の熱意ある専門家の

# 忌憚なき議論が 交わされる

## 第28回 民事裁判懇談会

7月4日、第28回民事裁判懇談会が、当会会館で行われた。専門的知見を要する訴訟の審理方法について、特に建築訴訟を中心に、裁判官・弁護士双方からの活発な意見

交換がなされた。

まず、横浜地裁第9民事部の小松秀大裁判官による基調講演が行われた。小松裁判官は建築訴訟での争点整理・審理の長期化や現地見分の少な

さなどを指摘した上で、各種一覧表、現地見分、調停結果などの活用とその趣旨を共有したいなどの報告を行った。

次に、吉川知恵子会員が、現地見分の活用に関する同室つつも、調停委員の人選、公平性、越権的な発言、心証への影響など

## 第29回 刑事裁判懇談会

7月20日、当会会館にて第29回刑事裁判懇談会

が開催され、横浜地裁及び当会からそれぞれ20名

問題点のあることも指摘した。その後の意見交換では、建築の専門家も設計・監理・査定、構造、規模の大小など得意分野の違いがあるため適切な人選が必要であること、現地見分によりかえって争点が拡散したこともあり、見分の手順や発言のルー

ルなど事前準備が重要であることなどについて議論となった。横浜地裁本庁では、第9民事部を建築集中部とする運用が4月より始まっており、これから審理ノウハウの蓄積が図られていくところである。

(会員 菱山 哲平)



## 情報セキュリティを考えるを はじめましょう その12 公衆無線LANのセキュリティ

パソコンやスマートフォンから、ケーブルを使わずにインターネットを利用できる無線LANは、とても便利です。当会会館にも無線LAN環境が整っているため、会館内でメールチェックやウェブサイトを閲覧に無線LANを活用されている方も多いためではないでしょうか。

最近、街中にも無線LAN(公衆無線LAN)のアクセスポイント(AP)が増えていきます。APは、通信事業者だけでなく、コンビニや自治体などが設置しているものなど様々で、多くの海外観光客が見込まれる2020年の東京オリンピックに向け、今後ますますの充実が予想されます。

無料で利用できるAPも多く、スマホの通信量の節約のために積極的に利用しているユーザーも多いですが、様々なリスクがあることも忘れてはいけません。思い切った公衆無線LANは使わないという判断もあります。が、もし利用するのであれば、以下の点に注意しましょう。

第1に、通信傍受のリスクです。無線LANはケーブルの代わりに電波を使っているため、端末の通信内容を外部から盗み見られる危険があります。パスワードやカード番号、依頼者の情報など、大事な情報を無線LANでやり取りする場合には、暗号化が欠かせません。①通信を暗号化して

いるAP(接続の際、暗号化キーが必要)を利用する、②「https」から始まるサイトにだけアクセスする、③通信を暗号化するアプリを端末に導入する、などの対策が考えられます。

第2に、他の端末からの不正アクセスにも気をつける必要があります。ファイル共有の機能が有効なまま公衆無線LANに接続していると、同じAPに接続する他人から、自分の端末にアクセスされる恐れがあります。公衆無線LANを利用するときには、ファイル共有機能を解除しておきましょう。

最後に、AP自体が悪意を持って設置されている危険性もあります。接続しているAPは常に確認する習慣をつけ、知らないAPや、暗号化に対応していないAPには安易に接続しないようにするのが望ましいでしょう。

便利な無線LANを賢く使って、快適なネットライフを送ってください。

(会員 黒江 卓郎)

- ・大事な情報は暗号化
- ・ファイル共有機能はオフに
- ・接続しているAPは常に確認し、不審なAPには接続しない

第61回人権擁護大会プレシンプोजウム神奈川

特殊詐欺

その被害の実態と対策

7月6日、

当国会館にて

「特殊詐欺

その被害の実

態と対策」と

いうテーマで

シンポジウム

が開催され

た。第61回人

権擁護大会の

プレシンプジ

ウム企画であ

る。

本シンポジ

ウムは、基調

講演とパネル

ディスカッシ

挨拶する島崎友樹委員長(当会民暴対策委員会)

ヨンの2部構成で行われ  
た。当日は、西日本の豪  
雨災害の影響により、急  
遽、日弁連民事介入暴力  
対策委員会委員長が欠席  
になる等のアクシデント  
があったものの、結局、  
多数の参加者を得て大盛  
況となった。

基調講演では、神奈川  
県警察の特殊詐欺対策室  
長から、特殊詐欺の定義、  
その手口、近年の特殊詐  
欺の認知件数や被害金  
額、特殊詐欺に対する県  
警の取組などが報告され  
た。

次に、パネルディスカ  
ッションでは、当会民暴  
対策委員会の佐藤裕副委  
員長がコーディネーター  
を務め、パネリストとし  
て、県警から2名、金融  
機関関係者、東京弁護士  
会民暴対策委員会の余頃

桂介弁護士が意見を述べ  
た。特殊詐欺の犯行手口・  
犯行態様、役割分担など  
について検討がなされ、  
その予防については、警  
察の取組、金融機関にお  
ける実務等が報告され  
た。また、実際の被害者  
の声も、インタビュート  
いう形で報告された。そ  
の上で、被害回復の方法  
が議論された。

(会員 阿部 智)

司法判断が揺れに揺れた忘  
れられない事件がある。新人  
時代に取材した、ある再審請  
求審だ。

事件の概要はこうだ。19

86年3月、福井市の女子中  
学生が卒業式後に自宅で刺さ  
れて殺害された。有力な証拠  
はなく捜査は難航。しかし、  
1年後に地元の男性(当時20  
歳)が逮捕された。複数の知  
人らが事件発生7カ月後に  
「血が付いた服を着ていた」  
という関与を示す証言をし始  
めたという急展開が背景にあ  
った。男性は一貫して否認。  
目撃証言が何度も変遷してい  
るため福井地裁は無罪判決と  
したが、名古屋高裁金沢支部  
では信用され、有罪が確定。

男性は満期出所後に再審請求  
を申し立てた。

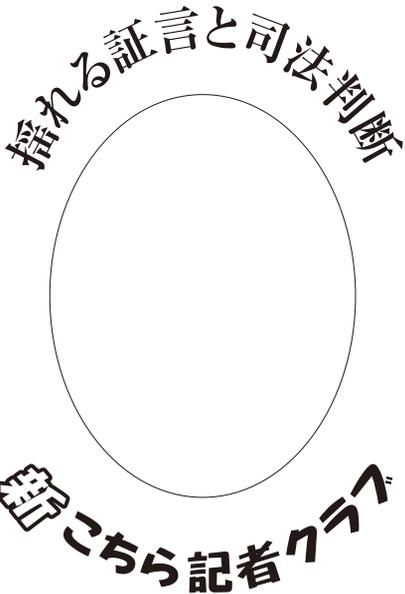
新証拠は未開示調査による

裏付けようと関係者を探し出  
した。数人は長年気がかりだ  
ったのか、刑事の誘導があっ

性のある彼らの証言。取材で  
も脆弱さが浮き彫りになり、  
信用性に大きな疑問を感じ  
た。金沢支部は2011年、  
再審開始を決定。異議審で再  
び翻り、特別抗告が棄却され  
再審の扉は閉ざされた。

供述頼りの危うさに直面  
し、捜査の構造的問題からえ  
ん罪が起ころうと思った。刑事  
司法制度は変わってきたが、  
振り返ると捜査段階の当局取  
材に偏りがちな報道も改善す  
べき点は多い。そんな経験を  
思い起こしながら、5月から  
6年ぶりに司法取材に携わっ  
ている。

(共同通信社 渡辺 夏目)



知人証言の変遷時期の同時  
性。不自然に一致しており誘  
導されたとの見方だ。状況を

たことを明かし、道場で投げ  
られて自分を強要されたと嘆  
く人も。強引に作られた可能

常議員会で感じたこと

会員 池田 哲也 (48期)

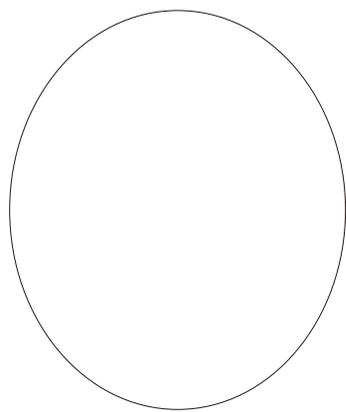
これまで常議員会に参  
加し、弁護士会の会務に  
係る重要な意思決定が、  
このような手続、議論を  
経てなされるというダイ  
ナミックスを感じてい  
る。常議員でない会員、  
特に若手の会員が常議員  
会の一部でも傍聴できる  
機会があれば、弁護士会  
という組織を少しでも身  
近に感じることができ  
るかも知れない。

今回、私は、これまで  
常議員会に出席し感じた  
ことを敢えて述べさせて  
戴きたい。

まず、会長声明の内容  
である。限られた時間内  
で声明文案を作成するの  
であろうが、当会として  
の独自色をもう少し打ち  
出してもよいのではない  
か。

たとえば、6月13日、  
いわゆる「カジノ解禁実  
施法案」の廃  
案を求める会  
長声明が出さ  
れた。一時期、  
横浜市はカジ  
ノの設置に関  
心を示したこ  
ともあり神奈  
川県民として

常議員会  
のいま



て意見交換ができる。弁  
護士会の取組を伝え協同  
の可能性を示すことがで  
きる。自治体には市民の  
抱える問題が集約されて  
いる。自治体との連携に  
より市民の法的問題の解  
決に少し近づけることが  
できる。

理事者室

だより

自治体めぐり本格始動

副会長 池田 博毅

理事者による県内自治  
体訪問がよいよ本格的  
に始まった。以前から当  
会の理事者は毎年県内の

自治体を個別に訪問して  
いる。1県19市13町1村  
の34自治体のすべてであ  
る。副会長になって初め  
て知った。

既に裁判所本庁支  
部のある5市と葉山  
町・三浦市の訪問を  
終えた。どの自治体  
からも長自らの歓待  
を受け、会長自ら当  
会のアピールを行っ  
た。また各自治体が  
抱える様々な問題  
や法的な需要を聞き  
出し、弁護士会とし

て協同・関与できる事柄  
を説明した。後見センタ  
ー、空き家問題、消費者  
被害対策など話題は多岐  
にわたる。短い時間で  
20分、長いところで40分  
程度に及んだ。

訪問し終えたのはまだ  
8自治体だが、既に22自  
治体の日程が確定してお  
り残る4自治体も現在調  
整中である。

一弁護士が自治体の長  
と会える機会はそうそう  
ない。しかし弁護士会の  
理事者なら会える。会っ

も無関心ではない。もう  
少し地域性を加味した声  
明文ができなかったのか  
と感じた。

また、当会から積極的  
に発信する会長声明が少  
ないようにも感じしてい  
る。たとえば、ヘイトス  
ピーチ問題は、川崎市に  
おいて依然として存在す  
る。この問題には、当会  
の会員も取り組んでいる  
が、弁護士会自体が抱え  
る問題として議論し、会  
長の声明が積極的に出さ  
れることを期待したい。

これに関連して、懲戒  
請求が多数なされ特定会  
員の業務が妨害されてい  
ることについて、常議員  
会で議論されることも必  
要ではなからうか。

横須賀市訪問の様子

最後に、私は以前「全  
国市町村シグソープズ  
ル」という無料アプリに  
はまったことがある。楽  
しいし勉強になるのでお  
すすめである。私の神奈  
川最短記録は49秒。長野  
と沖縄はどうしても2分  
を切れない。

公害・環境問題委員会調査旅行

自然と歴史の島～隠岐～を再び旅する

当委員会では、毎年1回、豊かな自然を直接感じながら環境問題について考えるため、離島を中心に調査旅行を行っている。第18回目となる今回は、7月6日から9日にかけて、委員8名で島根県隠岐諸島を訪れた。平成22年に続き二度目の訪問となる。

隠岐諸島は、4つの有人島と約180の小島から成る群島で、「島後」と「島前」の2つの地域に分かれる。平成25年9月には、ユネスコ世界ジオパークに認定された。

島の成り立ちに関係する多様な地質や、独自の生態系を観察することができ「大地の公園」だ。また、中世には後鳥羽上皇や醍醐天皇の遠流の地とされていたことでも有名である。

初日、島後の西郷港に降り立った我々は、隠岐自然館でジオパークの概要を学んだ後、ガイドの案内の下、二日目にかけてまずは島後の各所を回った。樹齢数百年を超える隠岐の三大杉。島後だけでなく60社以上の神社が鎮座し、その中には巨石

赤壁（知夫里島）の絶景を望む

や巨木を信仰の対象とする場所もあった。古来より受け継がれている様々な神事。シーカヤックで海に出ては、洞窟を潜り抜け、その先で白糸のよう落ちる滝を見た。三日目には島前に赴いた。岩肌の酸化によって彩られた赤壁の絶景。放牧中の牛馬による通路封鎖にも負けずに辿り着いた摩天崖では、雲の切れ目から見える断崖絶壁の迫りに圧倒された。

(会員 新倉 武)

平成30年度 横浜法曹ゴルフ会夏合宿

今年も勝負は

最終ホール決着!

横浜法曹ゴルフ会は、7月8日9日、北海道にて恒例の夏合宿を行った。この2日間では、7月の月例会のみならず、過去1年間の月例会優勝者で争われる年間王者決定戦「取切戦」が行われ

る。今年は総勢14名の参加となったが、取切戦参加者は僅か6名、その誰もが取切戦初優勝を賭けての決戦となった。

取切戦は、初日を終えた段階で、取切戦初参加の添田樹一会員が大幅リード。6打差に石井誠会員、7打差に榎本ゆき乃会員が続いた。他の3会員は早くも絶望的スコアで脱落した。

2日目は、上位3人が最終組となつてスタート。互いに無駄な圧力を掛け合

うことのないメンバー構成となり、初出場初優勝が目前の添田会員は好調を維持したまま前半を終え、石井会員は痛いダブルパーを叩いて脱落、榎本会員は淡々といつものゴルフを続けていた。

ところが、後半に入つて添田会員が突如乱れる。トリ、ダブル、トリと叩いて榎本会員が急接近。後半5番ショートホールで榎本会員がニアピン賞獲得のパーを奪い、遂に1打差と思つたのも束の間、今度は榎本会員が2ホール続けて大叩き。2ホール残して5打差で万事休す、と思つたら、添田会員が再び乱れ

て8番ショートでまさかの7打大叩き。対する榎本会員は再びパーを奪い、添田会員1打リードで最終ホールへ。

迎えた最終ロングホール。添田会員は、榎本会員と同スコア以上で取切戦優勝となるどころ、勝負を分けたのはグリーン周りからの寄せ。二人とも4打目がグリーン奥ラフへ。榎本会員は、5打目をグリーン奥のラフからパターで上手く寄せ

て、ボギーにまとめて先にホールアウト。添田会員は、あと2打でホールアウトすれば優勝も、1打目が大幅にショートし約5メートルの下りパットが残る。これが入れば優勝!のパットはホールを掠めて通過。

結果、こちらも取切戦初参加の榎本会員がミラクル大逆転優勝。横浜法曹ゴルフ会史上初の女性年間王者となり、神奈川県弁護士会会長杯が贈呈された。

神奈川弁護士会 小田原法律相談センター
電話/0465-24-0017 予約受付時間/月~金 9:30~17:00
◆総合相談(45分以内・5,000円)
◆離婚・相続相談(45分以内・5,000円)
◆債務整理相談(30分以内・無料)
◆交通事故相談(30分以内・無料)

13士業合同 暮らしと経営のなんでも相談会

夏の恒例行事となった 士業合同相談会

7月21日、当会会館にて、「13士業合同暮らしと経営のなんでも相談会」が開催された。同相談会は、これまで法律相談センター運営委員会の渉外部会において交流を重ねてきた神奈川県内の各士業団体が、一堂に会してワ

会場受付にて

初年度は11士業、昨年度は12士業であったが、今年度は新たに神奈川県

宅地建物取引業協会(宅地建物取引士)の協力が得られ、13士業での開催となった。なお、以前から協力していただいていた士業は、公認会計士・税理士・司法書士・行政書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・社会保険労務士・中小企業診断士・建築士・社会福祉士・弁理士である。

今年も相談会は大変盛況であり、相談枠68の予約は全て埋まり、延べ相談件数は79件であった。相談者からは「このような相談会を待っていた」と

いう声が上がっており、受任に つながらる相談も散見され、大変充実した相談会となった。
合同相談会は来年度も実施予定であるが、既に噂を聞きつけた新たな士業団体からも参加の希望があり、来年度は14士業での開催となる可能性がある。

当委員会では今後も他士業と連携を深め、このような合同相談会を含む様々な企画を実施していく予定であり、会員の皆様には、是非とも積極的な協力をお願いしたい。

(会員 新倉 武)

(会員 畑 裕士)

編集後記

月は、一年に約3センチメートルずつ、地球から遠ざかっている。月もまた、いつまでもあの月のままではないのである。
今年の中秋の名月は、9月24日。今と、むかしと、ちよつとだけ先のことと思いを馳せながら、少しずつ遠くなる月を愛でたいと思う。

- デスク 大関 亮子
記者 大崎 徹
濱崎 亮
吉田 達夫
古西 正穂
新倉 武